

官業民営化等WGヒアリング調査票
(許認可等に係る審査・検査・検定・資格試験等)

所管省庁名：経済産業省

1.名称	計量士試験
2.根拠法令	計量法第125条、第126条
3.実施主体	国
4.従事者数	経済産業本省：3名 + 経済産業局：18名（各局2名×9局）+ 国家試験委員：88名 = 109名
5.予算額	30,650千円（平成16年度）
6.事業の内容	計量士は、計量法の目的である「適正な計量の実施」を確保するために、計量制度に関する幅広い知識・経験の下、行政に代行して定期検査の業務等を行う者として計量法上位置づけられている者である。 計量士国家試験は、この計量士の登録要件を判断するために毎年実施する国家試験である。
7.民間移管の具体的な内容	別紙参照
8.更なる民間開放についての見解	別紙参照

平成16年9月22日
計量行政室

(質問事項)

計量士試験に関する一連の事務手続きについてご教示願いたい。この流れの中で、どの過程で公的関与が不可欠な政策判断等がなされ、それに基づきいかなる事務が発生するかも併せてご教示願いたい。また、当該試験をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

【回答】

計量士国家試験の事務の流れについて

別紙2を参照

公的関与が不可欠な政策判断等がなされるもの及び発生する事務

別紙2中に記載

アウトソースを制限している法令及びその具体的な内容並びに当該制限の存在の合理的説明

法令及びその具体的な内容については次ページを参照

計量士は、法定計量制度の目的である「適正な計量の実施の確保」に当たり行政に代行した定期検査の実施、質量による取引や環境濃度測定などにおける計量証明事業の実施に不可欠な者であり、業務の性格上幅広い知識・経験が要求されるとともに、そのレベルは一般計量、環境計量（濃度、騒音・振動）それぞれの分野ごとに全国で一律であることが必要である。また、社会問題となったダイオキシン問題を契機とした計量法制度改正の例に見られるように、社会的要請に応じて計量士に求められる能力は変化する。

したがって、計量士国家試験の実施に当たっては、試験問題の作成から合格者の決定に至るまで、計量士に求められる社会ニーズに対応して一定のレベル確保を図る上で、政策判断を要する部分が多くなるために、国が主体となって実施することが効率的かつ合理的である。

関係条文

計量法（平成四年法律第五十一号）

（計量士国家試験）

第百二十五条 計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、計量器の検査その他の計量管理に必要な知識及び技能について、毎年少なくとも一回経済産業大臣が行う。

（政令及び省令への委任）

第百二十六条 第百二十二条から前条までに規定するもののほか、登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量士の登録に関する事項は政令で、試験科目、受験手続その他の計量士国家試験の実施細目は経済産業省令で定める。

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）

（試験委員）

第六十四条 試験に関する事務をつかさどらせるため、経済産業省に計量士國家試験委員を置く。

（試験区分及び試験科目等）

第六十三条 計量士国家試験（以下この章において「試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験区分に応じ、同表の下欄に掲げる試験科目について、筆記試験により行う。

試験区分	試験科目
環境計量士 (濃度関係)	一 環境計量に関する基礎知識(環境関係法規及び化学に関する基礎知識) 二 化学分析概論及び濃度の計量 三 計量関係法規 四 計量管理概論
環境計量士 (騒音・振動関係)	一 環境計量に関する基礎知識(環境関係法規及び物理に関する基礎知識) 二 音響・振動概論並びに音圧レベル及び振動加速度レベルの計量 三 計量関係法規 四 計量管理概論
一般計量士	一 計量に関する基礎知識 二 計量器概論及び質量の計量 三 計量関係法規 四 計量管理概論

2 前項の表の上欄に掲げる試験区分のうち一の試験区分の試験に合格した者に対しては、その者の願いにより、他の試験区分の試験において計量関係法規及び計量管理概論の試験科目を免除することができる。

（試験委員）

第六十四条 試験に関する事務をつかさどらせるため、経済産業省に計量士国家試験委員を置く。

（試験場所等の告示）

第六十五条 試験の場所、日時、受験の願書の提出期限その他必要な事項は、試験を行う三月前までに告示する。

（受験の申請）

第六十六条 試験を受けようとする者は、計量士国家試験願書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第六十三条第二項の規定により試験科目の免除を受けようとする者は、前項の願書に、既に合格した試験区分の試験についての合格証書の写しを添えなければならない。

（受験の停止等）

第六十七条 経済産業大臣は、試験に関して不正行為があったときは、当該不正行為に關係のある者について、当該受験を停止し、若しくは無効とし又は期限を定めて試験を受けさせないことができる。

（合格証書の授与）

第六十八条 経済産業大臣は、試験の合格者について、合格証書を授与する。

（合格証書の再交付）

第六十八条の二 試験の合格者がやむを得ない事由により、その合格証書を汚し、損じ、又は失ったときは、その再交付を受けることができる。

2 合格証書の再交付を受けようとする者は、様式第七十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（合格者の告示）

第六十九条 試験の合格者の受験番号は、官報で告示する。

（受験の手数料）

第七十条 試験を受験しようとする者が納めた手数料は、受験しないときであっても返還しない。

(質問事項)

仮に本試験において政策判断の余地があったとしても、当該政策判断について、可能な限りマニュアル化、ガイドライン化を行うことにより民間開放することの可否につき貴省の見解を伺いたい。あわせて、政策判断が不要な事務手続を民間開放することの可否につき貴省の見解を伺いたい。

【回答】

ダイオキシン問題への対策の必要性など、社会的な要請により変化する計量士の役割に応じて、適切な国家試験委員の任命、問題の作成、問題の難易度に応じた合格ラインの決定等の業務については、ケース・バイ・ケースでの政策判断が必要とされることから、一律な対応にはなじまないものと考える。

また、政策判断が不要な事務手続を民間開放することについては、試験案内書の作成、答案用紙の印刷など、現在でも可能な限り民間に委託しているところであり、今後も試験の効果的・効率的な実施を損なわない範囲で民間開放できる部分について検討していく。

(質問事項)

当該試験における民間委託の状況（例えば、答案用紙の印刷や受験申込手続等）および今後の拡大の可否につき貴省の見解を伺いたい。

【回答】

民間委託の状況については、上記の通り可能なものは民間に委託しており、今後も試験の効果的・効率的な実施を損なわない範囲で民間開放できる部分について検討していく。

以上

計量士国家試験の流れ

(別紙2)

6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月

計量士国家試験委員の任命



計量士試験委員会の開催(全体方針)



計量士国家試験案内書等の作成



試験問題作成委員会の開催



願書受付・データ処理



試験問題の確定



答案用紙の印刷



(独)国立印刷局での試験問題の校正・印刷



試験実施の準備(経済産業局との調整)



試験の実施(試験監督等、緊急時対応等)



答案の採点・合格者の決定・発表



(注1)_____は、公的関与が不可欠な政策判断がなされる事務。_____は既にアウトソーシングしている事務。

(注2) 、 、 、 の事務は、相互に密接に関係するため、常に調整しながら一体的に進めていかなければならない。

計量士の概要

1. 計量士とは

計量士は、計量法第122条において「計量器の検査その他の計量管理を的確に行うために必要な知識を有する者」として位置づけられている者である。

計量法の目的である適正な計量の実施の確保を実現するため、計量士は下記の業務を行っており、民間能力の活用による計量法の規制緩和の一翼を担う資格である。

計量士の種類と業務について

計量士の種類	業務内容	具体的業務・具体例
一般計量士	(1) 定期検査に代わる検査 (2) 適正計量管理事業所における自主的計量管理の推進 (3) 計量証明事業（）における計量管理 (4) 計量証明検査に代わる検査	(1) 地方自治体が実施する定期検査を計量士が代行 (2) デパートやスーパー・マーケットで使用されるばかり、体積計等の計量器の管理 (3) 長さ、質量、面積についての取引の際に必要とされる計量証明 (4) 地方自治体が実施する計量証明検査を計量士が代行
環境計量士 (濃度関係、騒音・振動関係)	(1) 計量証明事業（）における計量管理 (2) 計量証明検査に代わる検査	(1) 大気中の有害物質の濃度測定、工場・家庭排水による汚濁物質排出状況の濃度測定 工場、道路、鉄道等の騒音測定や、工場、建設工事での振動測定 (2) 地方自治体が実施する計量証明検査を計量士が代行

（）計量法では、長さ、質量、濃度等を計量し、これを業務上他人に証明する事業（産業廃棄物の質量測定やダイオキシン類の濃度測定等）を計量証明事業として規定している。

計量証明事業においては、高度の専門性と公正性が要求されるため、計量士の存在を前提としている。

なお、計量士として登録を受けるに当たっては、

計量士国家試験に合格し、一定の実務経験を有すること、
独立行政法人産業技術総合研究所が行う教習を修了し、計量行政審議会で認定されること、のいずれかの条件に適合することが必要である。

2. 計量士国家試験の実施状況（平成16年実績）

出願者数 12,705名（受験者数 8,133名）

合格者数 1,116名

（注）例年前年比1割程度の出願者数の伸びを記録している

登録者数 24,203名（うち、一般12,148名、環境12,055名）（平成16年3月時点）